

仙台市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 給水装置の工事及び管理</p> <p>第三章 給水</p> <p>第三章の二 貯水槽水道</p> <p>第四章 料金、加入金、開発負担金及び手数料</p> <p>第五章 取締</p> <hr/> <p><b>第六章 雑則</b></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 給水装置の工事及び管理</p> <p>第三章 給水</p> <p>第三章の二 貯水槽水道</p> <p>第四章 料金、加入金、開発負担金及び手数料</p> <p>第五章 取締</p> <p><b>第六章 水道の布設工事及び管理</b></p> <p><b>第七章 雑則</b></p> <p>附則</p>
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)其他法令に定めがあるものの外、仙台市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事(以下「工事」という。)の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、水道法(昭和三十二年法律第七十七号。<u>以下「法」という。</u>)其他法令に定めがあるもののほか、仙台市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事(以下「工事」という。)の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(構造及び材質)</p> <p>第九条 給水装置の構造及び材質は、<u>水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)</u>第五条に定める基準に適合しているものでなければならない。</p>	<p>(構造及び材質)</p> <p>第九条 給水装置の構造及び材質は、<u>水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。)</u>第五条に定める基準に適合しているものでなければならない。</p>
<p>(工事の施行)</p> <p>第十二条 工事の設計及び施行は、市又は市が<u>水道法</u>第十六条の二第一項に規定する指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が<u>行なう</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第十二条 工事の設計及び施行は、市又は市が<u>法</u>第十六条の二第一項に規定する指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が<u>行う</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>



<p>(新 設)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p><u>第四十五条 法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>令第六条第一項第一号及び第三号に掲げる者</u></p> <p>二 <u>令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者</p>
<p><b>第六章 雑則</b> (委任)</p> <p><b>第四十三条</b> この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。</p>	<p><b>第七章 雑則</b> (委任)</p> <p><b>第四十六条</b> この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。</p>

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。